滋賀県庁インターンシップ事業実施要綱

（趣旨）

第１条　本要綱は、滋賀県（以下「県」という。）が行うインターンシップ事業（学生が実習生として就業体験を行う事業）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　県は、県における就業体験の機会を与えることにより、学生が専攻分野の知識を深め、将来における職業選択に必要な社会経験を得ることを目的とするとともに、県行政に対する理解を深め、職業選択先としての県のイメージアップを図ることを目的とする。

（対象者）

第３条　インターンシップの対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（大学院および短期大学を含む。）および高等専門学校（以下「大学等」という。）に在籍する学生とする。

（受入れ手続）

第４条　インターンシップを希望する学生は、滋賀県知事（以下「知事」という。）に対し、実習生希望調書（様式１）によりインターンシップの申込みを行うものとする。

２　知事は、選考を行い、受入れの可否および実習所属を決定の上、当該学生および当該学生が所属する大学等の代表者へ通知する。

（実習期間）

第５条　本要綱の対象となる実習期間は、県が定める期間内において原則２週間とする。ただし、インターンシップ実習の充実のため、県が必要と認めるときは、実習所属毎に５日以上15日以内の期間で変更することができる。

（実習時間）

第６条　実習時間は、原則として月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く。）の午前８時30分から午後５時15分までとする。ただし、県が必要と認めるときは、別に実習時間を定めることができる。

（実習内容）

第７条　実習内容は、県職員に準じた業務内容とする。ただし、機密性の高い業務については、この限りではない。

（報酬等）

第８条　県は、実習生に対して、報酬、賃金、居住地から実習所属までの交通費その他の一切の金品を支給しない。

（実習生の服務）

第９条　実習生は、在籍する大学等の学生としての身分を有したまま、実習を行うものとし、県との雇用関係および県職員の身分を有しない。

２　実習生は、実習時間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。

３　実習生は、実習時間中、県職員が遵守すべき法令、条例等ならびに実習先の所属の長および実習担当者の指導、指示等に従わなければならない。

４　実習生は、実習により知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。

５　実習生は、実習の成果として論文等を外部へ発表等する場合には、事前に実習受入所属の長および総務部人事課長の承認を得なければならない。

６　実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ実習担当者にその旨連絡しなければならない。やむを得ない場合は、事後速やかに実習担当者にその旨連絡しなければならない。

７　実習生は、実習時間中、名札を着用し、インターンシップ実習生であることを示さなければならない。

（誓約）

第10条　実習生は、本要綱の規定を遵守するため、知事に対し、別に定める誓約書（様式２）を事前に提出しなければならない。

（協定の締結）

第11条　県および大学等ならびにインターンシップ仲介機関は、インターンシップの実施に関し、別に定める協定書（様式３）により、本要綱に定める事項等について事前に協定を締結するものとする。

（事故責任等）

第12条　実習生は、実習中の事故に備え、普通傷害保険および個人賠償責任保険に加入するものとし、自習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

２　実習生が在籍する大学等の代表者は、実習開始までに第１項に規定する保険への加入を指導するものとする。

（実習の中止）

第13条　県は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実習を中止することができる。

1. 実習生が第９条の規定による服務義務に従わない場合
2. 実習を継続することにより業務に支障が生じ、またはそのおそれがある場合
3. 実習の目的を達成することが困難であると認められる場合
4. その他実習を継続することが困難であると認められる場合

（雑則）

第14条　本要綱に定めるもののほか、実習に関し必要な事項は、別途総務部人事課長が定める。

付　則

この要綱は、令和３年４月28日から施行する。

付　則

この要綱は、令和４年４月26日から施行する。

付　則

この要綱は、令和５年４月24日から施行する。

（様式１）実習生希望調書

|  |
| --- |
| 　　　年度　滋賀県庁インターンシップ実習生希望調書 |
| ふりがな　 | 性別 | 学年（学部・院） |
| 氏名 | 　 |  |
| 学校名・学部名等 | 大学　　　　　　学部　　　　　　　学科 |
| １　滋賀県庁へのインターンシップを希望する理由 |
| 　 |
| ２　インターンシップの受入れを希望する部署* 受入部署の決定の判断に使用しますので、具体的な希望理由を記入してください。
 |
| 第１希望 | 部署名 | 　 |
| 希望理由 | 　 |
| 第２希望 | 部署名 | 　 |
| 希望理由 | 　 |
| 第３希望 | 部署名 | 　 |
| 希望理由 |  |
| ３　自己ＰＲ |
| 　 |
| パソコンスキル | Ｗｏｒｄ | □文字のみの文書作成ができる□表や図形等を活用した文書作成ができる |
| Ｅｘｃｅｌ | □既存の表などの数値や文字の更新ができる□簡単な関数を使用した表が作成できる□データベースを作成できる |
| その他使用可能なソフト、ＳＮＳツール |  |

（様式２）誓約書

　　年　　月　　日

滋賀県知事　あて

学　校　名：

学部・学年：

氏　　　名：

誓約書

　この度、私は、滋賀県庁インターンシップ実習生として、実習することとなりました。

　下記の事項を厳守して、誠実に実習を全うすることを誓約いたします。

記

一、提出書類の記載内容は相違ありません。

一、服務規程、その他の諸規則を固く守ります。

一、実習において知り得た情報は、実習期間中・後を問わず、一切他言いたしません。また、それらの情報を実習以外の目的に使用することや、名誉棄損などに関わる行為は行いません。

一、実習担当責任者の指揮および監督に従います。

一、職場秩序を守り、実習生として品位品格を損なうことはいたしません。

一、無断で欠席、遅刻、早退はいたしません。やむをえない場合は、必ず実習担当者に連絡いたします。

一、故意または過失により、実習受入先に損害を及ぼした場合は賠償します。

以上

（様式３）協定書

インターンシップ実施に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と　　　　　大学（以下「乙」という。）とは、甲が実施するインターンシップ（以下「実習」という。）の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（実習生および実習期間）

第１条　実習生および実習期間は、別紙のとおりとする。ただし、必要があるときは、甲乙協議の上、実習期間を変更することができるものとする。

（実習生の身分）

第２条　甲は、実習生の身分について、乙の学生の身分を保有したまま受け入れるものとする。

（実習内容）

第３条　実習生の実習内容は、甲の業務に関するものとする。

（実習時間）

第４条　実習生の実習期間中における実習時間は、原則として甲の定める勤務時間に準ずるものとする。ただし、必要があるときは、甲乙協議の上、実習時間を変更することができるものとする。

（賃金等）

第５条　実習生に対する報酬・賃金、居住地から実習所属までの交通費その他の一切の金品は支給しない。

（秘密保持）

第６条　乙は、実習生が実習期間中に甲において知り得た秘密については、実習期間中および実習終了後を問わず、その一切を漏らさないよう、また、実習以外の目的に利用すること等がないよう指導を徹底する。

（実習生に対する処分）

第７条　実習生が前条に違反するなど、信義に反する行為を行ったときは、甲は速やかに乙に報告するものとする。

２　実習生に信義に反する行為があったときは、甲は実習を中止することができるものとする。

３　乙は本条第１項に定める報告を受けたときは、事実確認等を経て、実習生に対して乙の規定する措置を行うものとする。

（保険の加入）

第８条　乙は、実習生に普通傷害保険および個人賠償責任保険への加入を指導するものとする。

（知的財産の取扱い）

第９条　甲は、実習生が実習中に発明、創作等に関与し、特許権、著作権その他の知的財産に関する権利が生じた場合は、甲の定める知的財産に関する規定等に従うものとする。

（協定書の有効期間）

第10条　本協定書は、締結日から甲または乙の申し出により甲乙合意の上、破棄されるまで効力を有する。

（その他）

第11条　この協定に定める事項で疑義が生じたとき、または、この協定に定めるもののほか必要な事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

　この協定書は２通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

　 　　　　年　 月　 日

　　　　　　　　　　　　　（甲）滋賀県大津市京町四丁目１番１号

　　　　　　　　　　　　　　　　滋賀県知事　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　（乙）

大学学長　　　　　　　　　　　印

（別紙）

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　名 | 実　習　期　間 |
|  |  |